諏訪市景観条例施行規則の一部改正について

1. 概要

一定規模の行為を対象に、景観法に基づく届出の添付図書として、眺望点に係る図書を追加する諏訪市景観条例施行規則の改正(令和2年4月1日施行)を行う等、長野県や近隣自治体と連携しながら景観届出制度の改善を進めてきました。

砂防法及び河川法の規定に基づき許可等を受けて行う行為は、それらの許可等において景観への配慮が担保されるものとして、景観法第16条の届出を不要としてきましたが、景観への配慮をより一層行為者へ求めていく必要があることから、許可等とは切り離し、景観法に基づく届出として扱うよう同規則を改正します。

2. 改正内容

景観法に基づく届出を要しない行為を規定している諏訪市景観条例施行規則第9条から、以下の規定を削除する。

- (1) 砂防法の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (5) 河川法の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為

3. 施行日

令和2年6月1日(令和2年7月2日以降に着手する行為)

4. その他

【届出が必要になる行為の例】 ※景観計画で定める届出対象規模を超える行為を想定。

- 砂防法で定める砂防指定地内に工作物等を建設する場合
- 河川法で定める河川区域、河川保全区域内に工作物等を建設する場合 など